

尾鷲市告示第6.3号

尾鷲市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準について

令和5年12月11日

尾鷲市長 加藤 千 速



空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。